

関連内線規程について(抜粋)

151節 漏電遮断器など

151-1 漏電遮断器などの取付け

1. 人が容易に触れるおそれがある場所に施設する使用電圧が60Vを超える低圧の金属製外箱を有する機械器具に電気を供給する電路(次項及び4項から21項までに規定する電路並びに管燈回路などを除く。)には、電路に地気を生じたときに自動的に電路を遮断する漏電遮断器を施設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(電技41)
- ① 機械器具を変電室又は受電室などで電気取扱者以外の者が立ち入らない場所に施設する場合
 - ② 機械器具を乾燥した場所に施設する場合
 - ③ 対地電圧が150V以下の機械器具を水気のある場所以外の場所に施設する場合
 - ④ 機械器具に施された第三種接地工事又は特別第三種接地工事の接地抵抗値が3Ω以下の場合
 - ⑤ 電気用品取締法の適用を受ける二重絶縁の構造の機械器具(庭園燈、電動工具など)を施設する場合
 - ⑥ 当該電路の電源側に二次電圧が300V以下であって、定格容量が3kVA以下(当該電路に地気を生じたときに警報する装置を設けた場合を除く。)の絶縁変圧器を施設し、かつ、当該電路を接地しない場合

- ⑦ 機械器具がゴム、合成樹脂、その他の絶縁物で被覆したもの(コンデンサ、計器用変成器に限る。)である場合
 - ⑧ 機械器具が誘導電動機の二次側電路に接続される抵抗器である場合
 - ⑨ 電気浴器、電気炉、電気ボイラー、電解そうなど大地から絶縁することが技術上困難なものに接続する場合(135-1(電路の絶縁)参照)
 - ⑩ 機械器具内に、電気用品取締法の適用を受ける漏電遮断器を取付け、かつ、電源引込部の電線が損傷するおそれがないように施設する場合
2. 特別高圧又は高圧の電路に変圧器によって結合される300Vを超える低圧電路には、地気を生じたとき自動的に電路を遮断する漏電遮断器を施設しなければならない。(電技41)
3. 1項及び2項に定める電路であって、非常用照明装置、非常用昇降機、消防用設備等、鉄道用信号装置その他その停止が公共の安全の確保に支障を生ずるおそれのある機械器具に電気を供給する電路には、漏電遮断器に代えて技術員駐在所に警報する漏電警報器にすることができる。(電技41)
- 〔注1〕「その他その停止が公共の安全の確保に支障を生ずるおそれのある機械器具」とは、漏電したことによる弊害よりも、電路を遮断する弊害が大きい場合、すなわち回路遮断により危険な状態となる電路で漏電遮断器を設置することが不適当な場合を意味している。
- 〔注2〕「消防用設備等」とは、消防法第17条で定められている消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、代表的なものとして、自動火災警報設備、屋内消火栓設備、誘導燈などがある。

4. 住宅屋内に施設する対地電圧150Vを超え300V以下の低圧電路(機械器具内の電路を除く。)には、漏電遮断器を施設しなければならない。ただし、当該電路の電源側に絶縁変圧器(一次電圧及び二次電圧が300V以下で定格容量が3kVA以下のものに限る。)を人が容易に触れるおそれがないように施設し、かつ、当該電路を接地しない場合は、この限りでない。(電技177)

〔注1〕1項と4項に示す漏電遮断器の一般的な施設例と留意事項は、1-26表のとおりである。

1-26表 漏電遮断器の一般的な施設例

電路の対地電圧	機械器具の施設場所		屋 内		屋 外		水気のある場所
	乾燥した場所	湿気の多い場所	雨線内	雨線外	屋 外		
150V以下	—	—	—	□	□	○	
150Vを超え300V以下	△	○	—	○	○	○	

〔備考1〕1-26表に示した記号の意味は、次のとおりである。

- ：漏電遮断器を施設すること。
- △：住宅に機械器具を施設する場合には、漏電遮断器を施設すること。(4項参照)
- ：住宅構内又は道路に面した場所に、ルームエアコンディショナ、ショーケース、アイスボックス、自動販売機など電動機を部品とする機械器具を施設する場合には、漏電遮断器を施設すること。

詳細につきましては別途内線規程を参照ください。